

第6章 台湾

関税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

2019 年時点の全品目の譲許率は 100%である。また、2019 年時点の全品目の単純平均譲許税率は 6.9%であり、非農産品については 5.0%であるが、鉱工業品分野でも貨物自動車（最大 25%）、普通・小型乗用車（最大 17.5%）、特殊用途自動車（最大 30%）等の高関税品目が存在する。

なお、2002 年 11 月の WTO 加盟時、自動車については関税割当制度（第 II 部第 5 章関税 1. (1) ②参照）によることとなっていたが、2011 年に当該制度が撤廃された。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始され、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 55 メンバーについて完全に撤廃されるこ

とになる（詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。台湾については、2016 年 7 月から関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、ビデオ録画・再生機器（14%）、スイッチ類（12.5%）、テレビ受信機器（10%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2021 年に完全に撤廃されることになる。

新型コロナウイルスの影響では、2020 年 2 月 27 日に、新型コロナウイルス感染症対策のため、関税法 71 条に基づき、同年 2 月 27 日から 5 月 26 日までの期間において、薬用アルコール原料の関税率を 20%から 10%に引き下げ、紡績材料製マスクの関税率を 7.5%から一時的に撤廃する旨発表した。

その後、薬用アルコール原料については、3 度にわたり関税率の引き下げを延長し、11 月 25 日付けで、2021 年 2 月 26 日までに延長された。

サービス貿易

電気通信分野の規制

2017 年版不公正貿易報告書 141 頁参照。

